

琴浦町建設工事等指名制限要綱

(趣 旨)

第1条 町が発注する建設工事等については、事業の公正、且つ的確な執行を期するため、琴浦町財務規則・建設工事執行規則及び建設工事等発注要領等により執行しているが、近年、契約締結後、正当な理由もなく1ヶ月以内に着工しない等の理由により、工期内の完成が危惧される工事が見受けられる。また、工事発注件数の減少に伴い、均等・公平な受注機会を確保することが困難になりつつある。

こういった状況に対応するため、指名競争入札の指名回数を制限し、請負契約の適正な履行を図ることを目的とする。

(不指名)

第2条 指名競争入札の指名制限は、下記のとおりとする。

- (1) 工事の受注限度は、同一工種で2件までとし、琴浦町が発注済の工事（その瑕疵修補等のための工事を含む。）が1件でも完成していない間は、同種工事の指名はしない。
 - (2) 2件の件数要件は、随意契約以外の入札による契約とし、当初請負契約金額が100万円（消費税込）以上を対象とする。
 - (3) 工事中止がある場合は、その理由・全体工期に占める中止期間等を勘案しながらその都度検討をする。
 - (4) その他の不指名は「琴浦町建設工事等に係る指名業者の選定要綱」によるほか、指名審査委員会（以下「委員会」という。）が公共工事の受注者としてふさわしくない状況にあると認めた者は指名しない。
- 2 前項の各号に該当した結果、指名選定業者が減少し、「琴浦町建設工事等発注要領」第4条（指名業者の数）第1項に定める指名業者数を下回っても、同条第2項に定める「その他特別の理由があるときは、指名業者数を増減することが出来る。」規定により、町外業者への指名は原則行わない。

(工事完成の証明)

第3条 工事の完成は、工事完了届が提出されなくても、現場が実際に完了したことを工事担当課長が確認をし、委員会に完成状況が判る写真を提示し、委員会がその完成を認めること。

(入札の辞退)

第4条 指名競争入札により、受注件数が2件（琴浦町発注済の手持ち工事を含む。）に達し、同日引き続き入札がある場合は、次の入札参加は認めない。

(制限の特例)

第5条 災害等の緊急時、及び特別な理由等により、一時的に大量発注が必要になった場合は、第2条の指名制限は適用しない。

(雑 則)

第6条 この要綱の運用に関し、その他必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年7月1日から施行する。